

# 京都大学大学院農学研究科附属農場宿泊施設使用内規

(平成28年7月14日農学研究科教授会制定)

(趣旨)

第1条 京都大学大学院農学研究科附属農場（以下「農場」という。）宿泊施設の使用については、この内規の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 農場宿泊施設を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、教育機関の学生、大学院生（以下「学生等」という。）又は教職員で、農学に関する実習教育並びに研究のため、農場を利用する者
- (2) 産官学連携研究等により、研究のため農場を利用する者
- (3) その他農場長が適当と認める者

(利用日)

第3条 農場宿泊施設は、次の各号に掲げる日を除き、利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、農場長が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の使用を許可し、又は利用可能な日であっても使用を禁止することがある。

(使用の手続)

第4条 農場宿泊施設を使用しようとする者は、別に定める農場宿泊施設使用申込書を、使用を希望する初日の2週間前までに農場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 農場長は、前項の使用を許可したときは、別に定める宿泊施設使用許可書を交付する。

(使用の変更等)

第5条 農場宿泊施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を変更しようとする場合は、改めて、農場長の許可を受けなければならない。

2 使用者がその使用を中止しようとする場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 農場長は、使用者がこの内規に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項のほか、農場において特に必要がある場合は当該許可を変更し、又は取り消すことがある。

3 第1項の事由により農場宿泊施設の使用を取り消し、又は使用を中止させたことにより使用者に損害を及ぼすことがあっても、京都大学（以下「本学」という。）はその責めを負わない。

(退去)

第7条 使用者が次の各号の一に該当するに至った場合は、遅滞なく退去しなければならない。

- 1 許可された使用期間が満了したとき。
- 2 使用できる者の資格を失ったとき。
- 3 使用許可が取り消されたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を本学の指定する方法により、納付するものとする。ただし、本学の用務のために使用する教職員は、この限りではない。

- 2 使用料は前納とし、納付された使用料は返還しない。ただし、第5条第2項により使用の許可を変更し、又は取り消した場合は、その全部又は一部を返還することがある。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、農場宿泊施設の使用に関し、別に定める使用者心得を遵守しなければならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、農場宿泊施設の使用を終えたとき(第6条の規定により使用を中止した場合を含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、農場長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用者は、農場長に異議を申し立てることができない。

(賠償責任)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により農場宿泊施設の施設又は物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 農場宿泊施設に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

(その他)

第13条 この内規に定めるもののほか、農場宿泊施設の使用に関し必要な事項は、農場長が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年7月14日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

別表

使用者の区別	1泊あたりの使用料 (1人あたり)
正課の科目を受講する 学生等及び担当教職員	個室 1,300円
	6人部屋 700円
上記以外の使用者	個室 2,500円
	6人部屋 1,400円

- 1 「正課の科目」とは、本学の開講科目、又は他大学・高等専門学校が農場を利用して行う必要がある科目で、本学の開講科目に準ずることを農場教育共同利用運営委員会が認定した科目をいう。
- 2 前項の農場教育共同利用運営委員会については、別に定める「京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用規程」による。